

交通安全ニュース

令和7年7月



自転車運転者講習とは（平成27年6月1日施行）

自転車運転中に、信号無視などの“特定の危険行為”（16項目）を行い、交通違反として取締りを受けた場合、又は交通事故を起こして送致された場合、これらの行為を3年以内に2回以上繰り返した者には、公安委員会から自転車運転者講習の受講が命ぜられます。 ※ 対象：14歳以上、岡山県内・県外を問わない

受講命令に従わないと・・・

➡ 5万円以下の罰金

講習の受講場所

➡ 警察本部又は警察署

受講時間・手数料

➡ 3時間・6,150円
（座学・小テスト等）



特定の違反行為（16項目）

- 1 信号無視
- 2 通行禁止違反
- 3 歩行者用道路における車両の義務違反
- 4 通行区分違反（右側通行・歩道通行等）
- 5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 6 遮断踏切立入り
- 7 交差点安全進行義務違反等
- 8 交差点優先車妨害等
- 9 環状交差点安全進行義務違反等
- 10 指定場所一時不停止等
- 11 歩道通行時の通行方法違反
- 12 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- 13 酒気帯び運転等
- 14 安全運転義務違反
- 15 携帯電話使用等
- 16 妨害運転



講習受講までの流れ



※特定の危険行為を3年以内に2回※

- ① 警察本部担当者から講習受講対象者に講習受講に関する初回連絡を行います。（今後の手続の流れと最初の手続である弁明に関する手続を説明します。）
- ② 講習対象者に弁明通知書が郵送されます。（弁明通知書の内容が間違いない場合や弁明しない場合は、弁明書の提出は不要です。）
- ③ 受講日時・場所の調整を行います。（弁明書提出期限終了後に、警察本部担当者から受講対象者に、受講予約手続きの連絡を行い、日時・場所の調整を行います。）
- ④ 受講命令及び自転車運転者講習の受講。（警察本部担当者と調整した日時・場所で、自転車運転者講習を受講します。）
（3時間・6,150円）

※講習を受けない場合

正当な理由なく講習を受講しなかった場合、受講命令違反として処罰の対象となる可能性があります。（罰則：5万円以下の罰金）